

令和8年度 事業計画書

1 基本方針

我が国においては、引き続き少子高齢化や人口が減少する中、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が持つ知識や経験が地域社会の活力や経済の発展に十分発揮できるよう、働く意欲のある高齢者が、生涯現役で活躍できる社会環境を整えていくことが求められており、シルバー人材センターにおいても、高齢者に「生きがいの場」「社会参加の場」「就業の機会」を提供し、国が目指す生涯現役社会の実現に向けて、これまで以上に取組みを強化していく必要があります。

こうした中、物価高騰やデジタル化の急速な進展といった社会的課題に加え、定年年齢の引上げや継続雇用制度の拡充等の影響により、当シルバー人材センターの会員数は減少傾向にあります。また、契約額についても当センターにおいては、民間事業所からの受注も減少傾向にあり、受注する仕事と会員が希望する仕事とのミスマッチ等により、会員数と同様、会員の拡大と新たな就業機会の開拓が急務となっています。

このような中、当センターにおいては、令和4年3月に策定した第1次中期計画及びそのアクションプランの実現を図るとともに、本年度は、「会員拡大」「80歳を超えても活躍できる就業環境の整備」「デジタル化の推進」「新規就業分野の開拓」「多様な媒体・方法を活用した広報活動の推進」「賠償事故抑制の徹底」に重点的に取り組み、安全就業と経営体質の強化に務めてまいります。

また、令和7年度から公益法人制度が大きく変わったことから、新たな契約方法への移行への対応が重要となります。特に、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」に対応した契約形態の見直しは、発注者、センター、会員それぞれの責任を明確化し、適切な配慮の下で就業環境を持続するため、これからの変化に柔軟かつ迅速に対応が図れるように進めてまいります。

本年度もシルバー人材センターの基本理念「自主・自立・共働・共助」の下、会員、役員、事務局職員が一体となり、就業を通じた高齢者の生きがいの場と地域社会への貢献に努めてまいります。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

センターは、栃木市内に居住する60歳以上で働く意欲があり、生きがいの充実や社会参加等を希望する会員として登録した者に対し、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業の機会を次により提供します。

(職業紹介事業は栃木県内に居住する60歳以上の求職者が対象)

① 請負・委任

一般家庭や民間事業所、公共団体等から業務委任契約により受注した業務に係る就業機会を提供します。

また、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」に適切に対応するため、シルバー事業における新たな契約方法への移行を図ります。

② 労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）との間で締結した協定に基づき、派遣就業の機会を提供します。

③ 職業紹介事業

栃木県内に居住する60歳以上の求職者に対して、連合会との間で締結した協定に基づき、求人者との雇用関係の成立をあっせんします。

(2) 就業機会確保事業

委員会等で実施目標を定めて以下の事業を実施することにより、会員の確保就業機会を確保します。

① 普及啓発事業

ア ホームページや広報とちぎへの行事掲載、ケーブルテレビでの1分間PR各種イベント参加、公共施設、民間事業所へチラシ配布や設置等を行い、センター事業を周知します。

イ 会報誌「生きがい」を9月と3月に発行し、活動状況、会員業務委託料の変更、会員の声などを掲載し、センターに関する情報を提供します。

また、SMSやLINE、Smile to Smileを活用するなど、会員との連絡手段の多様化を図ります。

ウ 各種イベントやシニア向けのサークル活動、講座等でのPR活動、公共施設や民間事業所へチラシ配布や設置、スマホ教室の開催、会員の「ロコミ」による、センターへの入会を促進します。

エ シルバー人材センター事業普及強化月間をとらえ、地域社会への貢献、会員同士の親睦及びセンターの周知を目的としたボランティア活動等を行います。

オ 女性会員同士の交流を通した生きがいの充実をはじめ、女性特有の技能等を生かした就業機会確保のための活動を促進します。

カ チラシの配布やイベント時のPR等に加え、企業やハローワークと連携した取組みを実施し、草取り、草刈り、植木剪定及び清掃業務に従事する会員の入会を促進します。

また、フレンドリーショップ(会員優待制度)協力店のPRによる地域経済の活性化とセンター会員の福利厚生の実現、会員拡大を図ります。

キ Smile to Smile等を活用し、フォローアップ講座を開催しデジタル化の推進を図ります。

② 安全・適正就業推進事業

ア センターが会員に業務を紹介する際に、個々の状況に応じた安全対策や事故防止に関する声掛けを行うことにより、会員の安全及び事故防止に対する意識の向上を図り、事故撲滅を図ります。

イ 安全就業基準を遵守しない会員や事故を発生させた会員に対する指導要綱を整備し、会員の安全確保と賠償事故の抑制を図ります。

ウ 安全就業パトロールを毎月4回、計48回実施し、安全・適正就業委員会委員、理事等が植木剪定、草刈作業の就業現場を中心に訪問・指導することにより、安全就業基準の徹底を図り事故撲滅を図ります。

エ 賠償保険免責金額が増えても、事故が減らないことを踏まえ、会員の免責負担按分を見直し、会員の事故防止、安全確保に対する意識の向上を図ります。

オ 夏季炎天下での作業従事者にSMSの注意喚起、熱中症対策のチラシ配布を行い、作業従事者の安全確保及び健康保持を図ります。

カ 公共関連業務においてローテーション就業を中心としたワークシェアリングを実施するとともに、民間関連業務にも段階的にその範囲を拡大し、新規会員を始めより多くの会員が就業の機会を得られるようにします。

キ 請負・委任になじまない受注を労働者派遣事業に切り替えるとともに、「臨時的かつ短期的な就業その他の軽易な業務に係る就業」の範囲を著しく逸脱した受注は、ワークシェアリングを実施することにより適正就業を推進します。

ク 労働者派遣事業に係る衛生委員会を定期的を開催し、派遣会員の健康維持のため対策を協議します。

③ 就業開拓事業

ア 会員によるへのチラシ配布等により、受注拡大を図ります。

イ 高齢者が希望する就業分野を踏まえ、ホワイトカラーの就業場所の確保、事務系及び女性が活躍できる新規分野の開拓を行います。

④ 研修・講習事業

ア 技能講習会を開催し、技能向上と後継者の育成を図るとともに、事故防止意識と安全管理スキルの向上を図ります。

イ 接遇講習会を開催し、会員の基本的なモラルや接遇スキルの向上を図り、顧客満足度を高めます。

ウ 健康管理講習会を開催し、会員の健康維持・増進を図るとともに、健康で働くことを通じた生きがいの充実を図ります。

エ 交通安全に関する講習会を開催し、安全意識の徹底とその高揚を図り、就業中や行き帰りの事故を防止します。

オ 会員と事務局とのコミュニケーションの促進や事務改善を目的とした懇談会を開催し、提案された意見を事業運営に生かします。

カ 役員や委員会委員を対象として、センターの現状把握や課題解決等のための研修を実施し、経営や事業運営に生かします。

⑤ 独自事業

刃物研ぎについて、各地域で定期的に、また、センターのPRを兼ねてイベント開催時に実施するとともに、就業可能な会員の発掘・育成を行います。
また、新たな独自事業の立案を行います。

⑥ 相談事業

会員から仕事や安全・適正就業に関する相談を受ける窓口を設け、就業機会の平準化、未就業会員の解消及び安全就業につなげます。

⑦ 日常生活支援事業

栃木市から軽度生活支援事業を受託し、支援を必要とする高齢者に対して、日常生活支援サービスを提供します。

⑧ ゴールド会員制度

体力及び健康状態等の諸事情により就業が困難な会員に対して、就業は行わず同好会活動や地域社会参加活動を行うゴールド会員制度を推奨し、生きがいの充実と退会の抑制を図ります。

3 法人運営

(1) 各種会議等

① 定時総会

決算報告や事業報告、定款の変更、役員の選任等、センターの基本的意思を決定するため、事業年度終了後3か月以内に開催します。

② 理事会

事業計画、収支予算、会員の入会承認等センターの事業執行の方針を決定するため、書面決議を含めて毎月開催します。また、センターの運営に必要な知識の向上等を図るため、役員研修を実施します。

③ 委員会

事業運営に係る諸課題を解決するための方策を分野ごとに協議し、事業運営に生かします。

④ 正副理事長・事務局長会議

運営方針及び理事会提出議案の検討並びに諸施策の原案策定及び進捗管理のため、毎月開催します。また、事業運営上の様々な問題に対処するため、土業を活用します。

⑤ 事務局会議

業務執行に係る課題や懸案事項の整理と対策の検討を行うため事務局会議を毎月、時開催します。

⑥ 地域班との連携強化

センターと地域班との情報の共有・交換の機会を増やして連携強化を図り、会員の意見を事業運営に生かします。また、先進地の事例等を収集し、それらの情報を共有します。

(2) 計画、方針等

① 第1次中期計画 アクションプラン

スケジュールに沿って毎年度取組み事項を検討・実施し、その結果を3月開催の理事会に報告するとともに必要に応じて取組み事項の見直しを行います。

② 事務所の再編・統合

持続可能な組織体制の構築と業務の効率化を図るため、事業所・連絡所の統合・再編を図ります。